

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	令和6年度 第1回伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会
開 催 日 時	令和6年5月10日(金) 午前10時～午前11時20分
開 催 場 所	伊勢崎市役所 東館3階災害対策室
出 席 者 氏 名	会長 久保田 勝夫 委員 美原 貫 委員 今井 亮一 委員 見田野 直子 委員 井上 恵美子 委員 小林 敬吾 委員 石倉 京子 委員 矢部 幸恵 委員 大平 敏 長寿社会部長 清水 潤一 長寿社会部副部長 藤生 ひとみ 高齢政策課長 茂木 勝美 介護保険課長 亀井 洋志 地域包括支援センター 徳江 剛 神澤 浩史 瀧澤 千晶 茂木 陽子 星野 明子 有岡 由梨 六本木 一希
傍 聴 人 数	なし
会 議 の 議 題	報告 (1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託について (2) 地域包括支援センター業務の委託法人募集要項及び選定基準について (3) 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令について 議事 (1) 令和5年度地域包括支援センター活動実績について
会 議 資 料 の 内 容	第1回地域包括支援センター運営協議会資料

会 議 に お け る 議 事 の 経 過及び発言の要旨	1. 開会 2. 長寿社会部長挨拶 3. 自己紹介 4. 会長及び副会長の選出 - 互選により、久保田委員が会長に、美原委員が副会長に選出 5. 会長あいさつ 6. 報告 (1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託について（資料1-1、1-2） （事務局より説明） 資料1-1は、今年度4月1日時点での各地域包括支援センターが委託契約を締結した居宅介護支援事業所数を表にしたものでございます。 まず、地域包括支援センター北・三郷は、計35事業所と委託契約を締結しております。契約した事業所名については、資料2-2の通りでございます。圏域ごとの委託事業所一覧になっておりますので、ご確認をお願いいたします。 地域包括支援センター南・茂呂は、計42事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター殖蓮は、計45事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター宮郷は、計34事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター名和は、計29事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター豊受は、計28事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター赤堀は、計27事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター東は、計28事業所と委託契約を締結しております。 最後に地域包括支援センター境は、計33事業所と委託契約を締結しております。 9圏域を合計いたしますと、計301事業所で委託契約を締結しております。今年度契約している実居宅介護支援事業所数は、市内54事業所と市外23事業所の計77事業所となっております。 また、公平性の観点から様々な居宅介護支援事業所へ委託しているもので、本市においては委託比率をおおよそ80%としているところでございます。令和6年度は、R6年4月審査分の1箇月分を、令和5年度は12箇月分の委託率を表にしました。 (2) 地域包括支援センター業務の委託法人募集要項及び選定基準について（資料2-1、2-2、2-3） （事務局より説明） 前回の令和2-3年度地域包括支援センター業務委託業者選定の募集要項から大きな変更点はありませんが、いくつか変更、文言整理等した部分がございます。 まず、総合相談業務の部分に、表現を改める箇所があります。これまで徘徊高齢者という言葉を使用してきましたが、認知症の方の外出の実態にそぐわないことや、「認知症になると何も分からなくなる」等の誤解や偏見につながる恐れがあります。本市では、ご本人の気持ちを尊重
---	--

するとともに、認知症の方を介護するご家族の気持ちにも配慮し、徘徊という表現は原則使用せず、伝えたい内容に応じて最もふさわしい表現に言い換えることとしました。

また、今年度から新たに認知症の方の個人賠償保険を開始しますので、認知症高齢者等個人賠償責任保険を追加しました。

続いて、令和6年度の介護保険法改正で、今年度から全ての介護サービス事業所に、感染症対策の強化、災害時などの業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進が完全義務化になりました。そのため、文言を追記したものでございます。

次に、3職種の配置についてです。主任介護支援専門員に準ずる者として認められる条件として、ケアマネジメントリーダー研修を修了することになっていますが、この研修は現在行われておりません。このことから、主任介護支援専門員に準ずる者の部分に、今後国から追加的な基準が示される予定と聞いております。示され次第、追記を行います。

続いて、体制強化職員の配置です。センター業務を効率的に行うこと等を目的として、今年度から開始した市独自の業務負担軽減策です。専門3職種や介護支援専門員、事務員のうち1名を、各センターが常勤専従として雇用して、その人件費を市が委託料として負担するものです。

続いて資料2-2、選定基準については、前回令和2-3年度選定の募集要項から変更点はございませんでした。地域包括支援センター業務委託業者選定委員の皆様、に、実際ヒアリングし採点を行っていただく項目は、全部で17項目85点です。それに客観的な項目として、事務局が採点する13項目67点です。委員1名当たりの点数が152点、8名の合計で1,216点満点という形になります。

なお、評価の最低基準については、ヒアリング項目が60%で51点以上、客観的な項目が80%で54点以上となっております。8月1日の業者選定委員会では、公募業者へのヒアリングを実施後、採点を行いますが、1法人につきヒアリングを15分行い、その後5分間で採点いただく予定となっております。

(委員)

境圏域は高齢者人口が多いわりにケアプラン作成の実績が少ないが、理由があるのか。

(事務局)

資料1-1は、要支援1・2の方のケアプラン件数になっています。これ以外に要介護の方やその他の相談、見守り等の件数もありますので、一概に資料1-1の実績数だけでは判断できない部分があるかと思います。高齢者人口が多い分、相談件数が多かったり、要介護の方が多かったりということがありますので、境圏域の業務量は大きいかと思います。

(事務局より説明)

応募書類の受付期間としては、6月3日（月）から7月12日（金）までの40日間といたします。

先日の業者選定委員会での、募集要項と選定基準の決定を受けて、まず広報いせさき6月号に、募集開始の記事を掲載します。それと同タイミングで、ホームページにも掲載いたします。続いて、6月11日（火）に、公募説明会を事前申込制にて開催いたします。また、募集開始の6月3日から6月17日までの二週間を、質問の受付期間として、質問を受け付けます。質問回答の公開については、随時ホームページに掲載し、7月12日の応募受付終了まで閲覧可能とします。7月12日の受付終了後に、事務局での書類確認や採点を実施し、8月1日（木）に、第3回業者選定委員会を開催して、その中で公募者からのヒアリングを実施する予定となっております。

	なお、今回募集を行う9圏域において、応募がない又は採点結果が最低基準に満たない場合は、再募集のスケジュールにて行う予定となっております。 (委員) 業務委託の対象が9圏域ということは、全て委託されるということですね。 (事務局) おっしゃる通りです。 (委員) 人員体制について、新たに体制強化職員1名の配置がされるということは、昨年度3名体制であったところが、今年度から4名体制になるということでしょうか。 (事務局) おっしゃる通りです。 (会長) 体制強化職員は必ずつけてくださいという募集要項なのか、それとも間に合っているなら体制強化職員はつけなくても良いという考え方なのか、どちらでしょうか。 (事務局) 必ずではありませんが、委託法人からは大変業務が多忙で負担が大きいと聞いておりますので、体制強化職員は必要になってくるのかと思います。 (委員) 民生委員にとっては、地域包括支援センターは本当に頼りになる場所です。民生委員だけでは解決できないときは地域包括支援センターに相談すると、本当に丁寧に対応していただいています。 そこで要望ですが、募集要項に休業日というのがありますが、できれば土曜日にも開設していると有り難いと思います。民生委員活動には土日祝日関係ないので、活動しているときに抛り所となる相談先があれば有り難いと思います。 (委員) 地域包括支援センターは、土日開設はしていないが、24時間365日連絡がつく体制をとらなければならないことになっていると思います。連絡を受けた場合には、緊急性を判断して出動しなければならないことなのか、警察に通報しなければならないことなのか、または救急搬送しなければならないことなのか、随時判断していると思います。 (事務局) 各地域包括支援センターでは、緊急連絡先を設けたり、当番で携帯電話対応をしたり、休みでも必ず緊急時体制を敷いて対応していただいております。 (3) 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令について (資料3) (事務局より説明) ここ数年特に、地域包括支援センターの人材確保が、困難になっている現状があります。この現状を踏まえて、昨年度末3月29日付けで、厚生労働省の省令が発出され、国の介護保険法施行規則が一部改正されました。この人員に係る基準の一部改正は、各自治体が国の基準に従うべき基準とされていますので、市の条例も国の内容と同じく改正する予定です。
--	--

改正内容が二つあります。一つ目は、現行の配置基準は残しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域実情に応じて配置することを可能とするというものです。留意点としては、センターによる支援の質が担保されるようにした上で、柔軟な職員配置を進めることとされております。

改正内容の二つ目は、センターに配置されるべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認められる場合は、常勤換算方法によることができることとするというものです。

以上、二つの人員に係る追加基準です。二つとも、「運営協議会で必要と認める場合は、可能となる」ということになっております。実際にこういった人材確保が難しいことによる案件が生じた場合には、運営協議会にお諮りいたします。よろしくお願いいたします。

7. 議事

(1) 令和5年度地域包括支援センター活動実績について（資料4） （事務局より説明）

資料4の表は、9圏域のセンターの業務実績報告を集計し、年度比較したものでございます。一つ目の項目にあります総合相談は、高齢者支援を行う一歩目の重要な業務であると考えております。地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローしています。直近5年間で総合相談の延べ件数を見ますと、令和2年度は減少が見られたものの、相談件数は年々増加しており、令和5年度の実績は13,660件となっております。要因として、センターの周知活動に取り組んだ結果、センターを身近な相談窓口として知ってもらえ、相談につながったのではないかと考えられます。具体的には、介護保険料額決定通知書にセンターの広報用チラシを同封する、各センターが独自に工夫を凝らしたチラシを作成して回覧板で回すことや、出前講座や健康教育時などに配布する、などの周知活動を行っています。また、相談を待つのではなく、地域住民や関係者の集まる場に出かけ、普及啓発や顔の見える関係構築に取り組むことによって、支援が必要な方の発掘を行い、困っていることに気づいていない方や困りごとを訴えられない方にも支援の手が届くように努めております。また、実際に相談があった場合は、相談内容や緊急度により、センター内の職員で対応方針の検討を行い、課題を明確化し、支援者や関係機関と連携したり、見守り支援対象者として継続的に関わったりしながら、高齢者ご本人やご家族のより良い生活に向けて支援しています。

認知症の項目は、全相談のうち相談内容が主に認知症に係る件数を記載しています。認知症に関する相談は増加傾向にあり、令和5年度は2,349件の相談がありました。相談内容は、ご本人やご家族、地域の方などから、認知機能低下に対する不安、受診や介護サービスの利用について、認知症の症状への対応方法、認知症高齢者が行方不明になった時に利用できるサービス、本人や家族の集える場所についてなどがありました。

権利擁護の項目は、全相談のうち権利擁護に関する相談件数を記載しています。権利擁護業務は、特に権利侵害行為の対象となっている高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行うものです。具体的には、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用に関する相談、老人福祉施設などへの措置の支援、高齢者虐待の対応、消費者被害の防止などを行っています。権利擁護に関する相談件数は令和2年度に減少が見られたものの、その後は300件台が続いており、令和5年度の実績は384件となっております。

包括的・継続的ケアマネジメント支援の項目は、全相談のうちケアマネジャーの相談に対応した件数を記載しています。令和5年度の相談件数は2,217件で、令和4年度と比較すると1.43倍増加しています。相談内容としては、利用者支援やケアプラン作成に関する助言、地域関係者との連携支援などを行いました。増加の理由としましては、介護予防サービスを利用する高齢者が増えていることや、頼れる人がいない認知症高齢者など、地域や多職種との連携が必要なケースが増加していることなどが考えられます。

見守り支援の項目は、センターが該当月に見守り対象としている実人数を記載しています。見守り支援は、支援を必要とする何らかの課題を抱えているご本人やご家族が適切な支援に繋がっていないなど、センターが継続的に関わる必要があると判断した場合に行っているものです。これまでセンター間で実績に大きな相違があったため、高齢者相談センター定例会議の中で、見守り支援対象者の捉え方について再確認を行いました。多くの課題を抱えている高齢者は増えており、見守り支援対象者の線引きを明確にできない部分がありますが、大まかな捉え方について市とセンターで共有し、個別の事情を加味して各センターで総合的に判断することとしています。見守り支援対象者は、例えば健康障害や認知症等により、支援が必要な状態にあるにもかかわらず、本人が支援を拒否したり、判断能力の低下からSOSを出せなかったりして、必要な支援を受けずに地域で暮らす高齢者などです。このような高齢者の中には、不衛生な居住環境にあり、健康状態悪化や社会的孤立状態に陥っている方もいます。センターでは、こうした高齢者や家族に継続的・計画的に関わり、信頼関係を築き、課題の解決や支援体制の構築に向けて支援を行っています。見守り支援対象者数が令和5年度に減少した理由としましては、令和4年12月に対象者の捉え方を再確認したことにより、ある程度共通した認識での報告になったことが考えられます。

最後の健康教育の項目は、センターが地域住民から依頼を受けたり、地域住民に開催を働きかけたりして健康教育を行ったものです。ミニデイやサロン、ふれあいの居場所、地域関係者の会議など、さまざまな集まりに出かけて実施しています。健康教育の内容としては、介護予防や認知症に関すること、季節に合わせた健康の話、あたまを使うレクリエーション、体操、介護保険や高齢者に係るサービスの話など、対象者に役立つものとなるように工夫しています。実績を見ますと、年々増加しており、令和5年度の開催数282回、参加延べ人数は5,242人となっています。増加の要因としましては、地域の自主的な活動が増加していることやセンターが地域の身近な存在になってきていることが考えられます。今後もセンターが地域包括ケアの中心的な役割を果たしていけるよう、センターや地域関係者と連携強化を図り、円滑な業務実施に取り組んで参ります。

(委員)

圏域ごとに集計を出せば業務量について推察できると思うので、全部まとめずに、圏域ごとに分けたほうが地域の問題等が出てきやすいと思います。

(事務局)

ご意見をもとに検討いたします。

(委員)

健康教育の令和2年度から令和4年度の実績はコロナの影響ですか。

(事務局)

おっしゃる通りコロナの影響で地域の集まり自体が少なくなり、人との関わりも減っていた時期です。5類に移行してからは徐々に地域の活動

	が盛んになり、依頼もたくさん来ております。 (会長) 本件につきご承認いただける方は拍手をお願いいたします。 (拍手) 拍手多数により承認 8 その他 事務局より、次回の運営協議会は8月19日に開催予定であることを連絡 9 閉会
--	--